附　則

（施行期日）

第１条　この変更は、平成27年10月１日から施行する。

（委員の任命の特例）

第２条　運営審議会の委員の任命については、当分の間、第19条中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であった者（組合の運営審議会の委員であった者に限る。）」として、同条の規定を適用する。

（掛金及び負担金に関する経過措置）

第３条　変更後の第37条の規定は、平成27年10月以後の月分の退職等年金分掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

（事業に関する特例）

第４条　本会は、第５章に定める業務のほか、経過的長期給付（一元化法附則第32条第１項に規定する給付（厚生年金保険給付に相当する部分を除く。）、一元化法附則第36条第５項に規定する給付及び一元化法附則第37条第１項に規定する給付（厚生年金保険給付に相当する部分を除く。）をいう。以下同じ。）に関し、次に掲げる業務を行う。

⑴　経過的長期給付の請求書の審査に関する業務

⑵　経過的長期給付の決定及び年金証書の発行に関する業務

⑶　経過的長期給付の支払に関する業務

⑷　経過的長期給付に関する負担金の受入れに関する業務

⑸　一元化法附則第50条第１項に規定する拠出金の拠出に要する費用の計算に関する業務

⑹　一元化法附則第49条の２に規定する国の組合の経過的長期給付積立金（次号において「経過的長期給付積立金」という。）の積立てに関する業務

⑺　経過的長期給付積立金及び経過的長期給付の支払上の余裕金の管理及び運用に関する業務

⑻　一元化法附則第50条第１項に規定する拠出金の拠出及び一元化法附則第76条第１項に規定する拠出金の受入れに関する業務

⑼　経過的長期給付に関する調査及び統計に関する業務

⑽　その他経過的長期給付の事業に関し必要な業務

第５条　前条の場合における第16条、第21条、第38条及び第42条の規定の適用については、第16条第３項第１号中「第21条第１項各号」とあるのは「附則第５条の規定による読替え後の第21条第１項各号」と、第21条第１項第５号中「事業及び」とあるのは「事業、附則第４条に規定する経過的長期給付に関する事業及び」と、第38条第１項中「第103条第１項」とあるのは「第103条第１項（被用者年金制度一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第14条第１項及び第21条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第42条中「退職等年金経理」とあるのは「退職等年金経理、経過的長期経理」とする。

別表第１（第35条関係）

年　齢	終身年金現価率	年　齢	終身年金現価率	年　齢	終身年金現価率
59歳	26.254878	78歳	11.923532	97歳	3.214531
60歳	25.482034	79歳	11.247753	98歳	2.985908
61歳	24.708706	80歳	10.589354	99歳	2.773195
62歳	23.934883	81歳	9.957218	100歳	2.576167
63歳	23.160449	82歳	9.346925	101歳	2.392465
64歳	22.385472	83歳	8.759838	102歳	2.222513
65歳	21.609620	84歳	8.196938	103歳	2.065428
66歳	20.835534	85歳	7.658916	104歳	1.920235
67歳	20.063340	86歳	7.146333	105歳	1.785874
68歳	19.294145	87歳	6.659930	106歳	1.661040
69歳	18.528404	88歳	6.200807	107歳	1.543790
70歳	17.766831	89歳	5.770224	108歳	1.430435
71歳	17.010504	90歳	5.369283	109歳	1.312511
72歳	16.260168	91歳	4.993011	110歳	1.167354
73歳	15.510503	92歳	4.639423	111歳	0.927472
74歳	14.770017	93歳	4.309047	112歳	0.869682
75歳	14.039831	94歳	4.003110	113歳	0.792452
76歳	13.321109	95歳	3.720693	114歳	0.651180
77歳	12.615191	96歳	3.459305	115歳以上	0.541368

別表第２（第36条関係）

支給残月数	有期年金現価率	支給残月数	有期年金現価率	支給残月数	有期年金現価率	支給残月数	有期年金現価率
１月	0.083300	61月	5.019976	121月	9.839860	181月	14.545713
２月	0.166534	62月	5.101241	122月	9.919202	182月	14.623178
３月	0.249767	63月	5.182505	123月	9.998544	183月	14.700643
４月	0.332935	64月	5.263705	124月	10.077822	184月	14.778046
５月	0.416102	65月	5.344905	125月	10.157101	185月	14.855449
６月	0.499203	66月	5.426040	126月	10.236316	186月	14.932790
７月	0.582304	67月	5.507174	127月	10.315532	187月	15.010131
８月	0.665338	68月	5.588245	128月	10.394684	188月	15.087411
９月	0.748373	69月	5.669315	129月	10.473836	189月	15.164691
10月	0.831341	70月	5.750320	130月	10.552925	190月	15.241908
11月	0.914309	71月	5.831326	131月	10.632014	191月	15.319126
12月	0.997212	72月	5.912266	132月	10.711040	192月	15.396283